

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																																										
<p>愛媛県警察職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年7月15日 条例第39号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">(1) 警察官</td> <td style="padding-left: 10px;">警視</td> <td style="text-align: right;">97人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警部</td> <td style="text-align: right;">199人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;">1,331人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>巡査</td> <td style="text-align: right;">697人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,324人</td> </tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td> <td></td> <td style="text-align: right;">415人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,739人</td> </tr> </table> <p>2 前項に掲げる警視、警部又は警部補及び巡査部長の階級にある警察官の員数が当該階級の警察官の定数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その定数に満たない範囲内の数を当該定数から減じ、当該減じた数を当該階級より下位の階級の警察官の定数に加えることができる。</p> <p>(定数外職員)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、前条に定める定数の外に置く。</p> <p>2 県の機関、国又は他の地方公共団体に派遣されている職員は、予算で定める人員の範囲内で、前条に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>3 前2項の職員が職務に復帰した場合において、前条第1項に掲げる職員の員数が同条に定める定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条に定める定数の外に置く。</p>	(1) 警察官	警視	97人		警部	199人		警部補及び巡査部長	1,331人		巡査	697人		計	2,324人	(2) 警察官以外の職員		415人	計		2,739人	<p>愛媛県警察職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年7月15日 条例第39号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">(1) 警察官</td> <td style="padding-left: 10px;">警視</td> <td style="text-align: right;">97人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警部</td> <td style="text-align: right;">198人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;">1,319人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>巡査</td> <td style="text-align: right;">690人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,304人</td> </tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td> <td></td> <td style="text-align: right;">415人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,719人</td> </tr> </table> <p>(定数外職員)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、前条に定める定数の外に置く。</p> <p>2 前項の職員が職務に復帰した場合において、前条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条に定める定数の外に置く。</p>	(1) 警察官	警視	97人		警部	198人		警部補及び巡査部長	1,319人		巡査	690人		計	2,304人	(2) 警察官以外の職員		415人	計		2,719人
(1) 警察官	警視	97人																																									
	警部	199人																																									
	警部補及び巡査部長	1,331人																																									
	巡査	697人																																									
	計	2,324人																																									
(2) 警察官以外の職員		415人																																									
計		2,739人																																									
(1) 警察官	警視	97人																																									
	警部	198人																																									
	警部補及び巡査部長	1,319人																																									
	巡査	690人																																									
	計	2,304人																																									
(2) 警察官以外の職員		415人																																									
計		2,719人																																									

新	旧
<p>4 省略 (職員の定数配分) 第4条 第2条第1項に掲げる職員の定数の組織ごとの配分は、公安委員会規則で定める。</p>	<p>3 省略 (職員の定数配分) 第4条 第2条_____に掲げる職員の定数の組織ごとの配分は、公安委員会規則で定める。</p>

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成15年3月18日条例第36号)の一部改正 附則第2項に係る部分

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第 号)による改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表 省略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、_____改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条____の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>表 省略</p>